

# 「奈良七重七堂伽藍八重櫻」の句

宮 鳴 弘

昭和十九年四月号の「解釈と鑑賞」に、志田義秀氏が表題の俳句を取り上げて解釈などを施してをられるが、解釈については従へぬのでここに私考を出す。

其の前に一言触れねばならぬのは作者は誰かの問題であるが、芭蕉の句であるやうに世間には思うてゐる人もあるが、確定的に芭蕉の句であると言へないものの、又他人の作であるとも断定出来ないとしてをられ、其の事に關して私も新見を提出する材料を持たない。作者のわかつてゐる方が何かにつけて都合良いが、芭蕉であると仮定してみる、解釈上に何程かの参考にはなると思う。

- ① 名所や奈良は七堂八重桜 如貞
- ② 奈良の京や七堂伽藍八重桜 元好
- ③ 奈良の京桜七重に咲かざりし 清風
- ④ 名所哉七堂伽藍八重桜 如貞

「奈良七重七堂伽藍八重桜の句」

⑤ 奈良七重七堂伽藍八重桜 芭蕉  
と右のやうに順番を付けておく。

①は湖春撰の「続山井」にあり、寛文七年刊行のもの。この句は、誰が見ても名所や奈良はといふ部分が煩はしい。名所と奈良とはどちらか一つで良いと思はれる。「名所」と云へば「奈良」であるとは限らず、「奈良」と云へば「名所」と口をついで出るわけではないが、それでも、二つ並べ立ててはむだ口と云へるだらう。従つて此の句は他人か後の人かが、氣づいて手を加へるとすれば、どちらか一つを削るのでなからうか。そして前書きに奈良にてとでも置けば、名所の方が残されようし、奈良にての前書きが無ければ、句の方で、奈良の地名を残す事にならう。②③④はさうなつてをり、④は、志田氏の言はれる所によると、「俳諧類句辨」(素外編)の注に「如貞の句は奈良にてと前書あり。

名所の數々かぞへたてゝや」とあると云ふ。

名所と云へば、已に奈良時代の奈良の都でなくて、作句当時の奈良でなければならぬ。奈良時代の奈良なら、名所といふのはをかしい。①の作者が如貞となつてゐるのは正しいかも知れぬ。そして、「七」と「八」との數の技巧を持つてゐる事は、作者が偶然にえた結果かも知れぬが、出来上つてからそれを意識したであらうとは思はれる。この技巧が⑤にまでなるのであるが、①の内容の中心となる道具立ては、七堂と八重桜とだけであるから、読者は自然にそれに注目する事になる。③は別として①②④⑤には、七堂と八重桜とがそのまま残つてゐる。③は別系統の句と思はれるから除外してもさしつかへない。

②は維舟撰の「大井川集」にあり、延宝二年刊。「続山井」よりは六年後に当り、①とよく似てゐるから、偶然では無く、①を改作したものにちがひない。しかし、古代の奈良に變つてゐる。②の方が①より遙かに良い句であるから、②を改めて①としたと云ふ事は考へられない。それにしても、④は①の首句を生かしてゐて、而も作者が如貞となつてゐるもので、若しこれが信ぜられるなら、②の作者を「元好」としてゐる事には信用がおけぬものでもない。

如貞は俳諧史の上に普通は出て来ない名であつて、芭蕉と關係深いあの「寿貞」と文字の一部と音が似てゐるので、

如貞も女かと思ふのであるが、よくはわからない。寛文六年刊行の重徳編の俳諧撰集「独吟集」の下巻に、九家の人名が書いてあり、その一人に如貞(季吟判)がある。芭蕉は時に二十三歳であるが、主人の蟬吟が死んだ年である。①と⑤との關係の謎がひそんでゐるのかも知れない。又五年後に出た俳諧撰集の「難波草」は季吟系の貞門末期に於ける諸国の作者三四一人の四季の発句二五六六を毎季の四巻に分けてゐて、冬の巻の末に句引があり、その末に、「藤田氏不三、四十一。中林氏一安、或宜久、宜休百三十三。井口氏如貞百四十七」とあるが、如貞らの共編かと俳諧大辞典(明治書院版)にある。これらの事から如貞は芭蕉より年長であるらしく思はれる。元より男であると言はないのは、独吟集の下巻の作句者十人の中の一人に「ステ」といふ女も混つてゐる程だからである。又如貞は尼の名にふさはしいと思へるではないか。寿貞でも「落花集」(寛文十一年序。高滝似仙編)に、大坂寿貞として発句が二つ入つてゐる。女の俳人も寛文頃に居た事がわかる。私には今これ以上の事はわからないから、如貞を男とも女とも言はないでおく。

「続山井」は「独吟集」の翌年に出て、その独吟集に關係深い如貞の①が見えずに「続山井」が出してをり、如貞

に關係深い「難波草」に見えずに、此の書の翌々年に出た「大井川集」では②のやうにちがつてをり、作者も元好になつてゐる。元好のことはよくわからない。

③の句も「奈良の京」として古代になつてゐる。この句は、最後が「咲かざりし」と過去になつてゐる点からでも古代の奈良である事がわかる。「桜は七重に咲かなかつたから、八重に咲いた」と云ふのであるが、何故この様な他と趣のちがつたものにしたか。思ふに、昔から、桜は、七重八重に咲くとか、八重に咲くとかはいふが、たんに、桜が七重に咲くとは言はない。その習慣のをかしさ、或るいは疑問・反抗といふやうな心で作つたのだらう。それにしても①②④⑤などは全く關係無しに成つたのかも知れない。②では、奈良の「里」やでも悪くないが、下の方の重量感が非常に大きいから、調和を取るつもりで、「王都」を意味する「京」に落ちついたのでらう。それにしても、昔の事になるから、空想の句になり、それだけ趣は乏しくなつてゐる。「七堂伽藍」となつてゐるのはこれより前に見えないから、元好の創作か。今でこそ「奈良七重」の句は有名なので、七堂伽藍の意味も漠然としたものですまされてゐるが、世間にはよくある事である。七堂伽藍は七堂の完備した寺の意であるが、この句が七堂だけならば、それだけで七堂の具はる寺の意となる。しかし、単語としての

七堂だけならば、三門・仏殿・法堂・厨・僧堂・浴室・東司と七つ列挙せられるものだけで、決して此の七つの建物を見へた寺の意にはならない。④は七堂だけであるが、句中に在るから七堂伽藍の意に取れる。従つて②以下は①の表現を詳しくしたものになる。

さて①から②へ、②から④⑤への変化がどうして行はれたか。②の「奈良の京や」の「の京や」の三音節相当の部分が「七重」に改つてゐるだけである⑥に就いて考へると、⑤の作者は②の句意としては、七堂伽藍が一寺院に限定せられるやうにも取れるとして、多くの寺を思はせる工夫を凝らして「七重」としたものであらう。それは、志田氏が既に出された仏説阿弥陀經の「七重欄楯・七重網羅・七重行樹」などの七重から思ひついたと思ふ。志田氏は、さういふ説はあるが従へないとせられる。けれども私は反對する。法華經にも「七重宝樹」とあつて、仏典から来てゐよう。右の様な例で見ると、物体の幾重にも立ち並んだのや張り廻したものに用ゐられてゐる「七重」であるから、⑤の使用法としては七重が、奈良七代の意であつたり、奈良が長年月の間幾度か変化したの意であつたりすることは思へない。氏は、「奈良七重が九重に連繫があればこの方の意味を持つものになるのである。そしてさう見るとすれば、都を九重といふのは街條が九條ある事を意味するのである

から、『奈良七重』の七重も銜條を意味するものになるのである。私はかう考へるのが大輔の歌との関聯からも又九重の重と七重の重との関係からも妥當であらうと考へるのである」として、古への奈良が九条の銜條を具備した帝都であつたが、今のは減じて七条と云つてよい程のものになつてゐるといふ意味になるのであると云ふやふな事を述べられた。同氏は又、七重を伊勢大輔の「古への奈良の都の八重桜今日九重にほひぬるかな」（詞花集）と関係が有ると見られるならば、「この句の七重が九重に連繋があり得ると見る事も出来るのである。」尤も歌の九重は宮を意味して居り、又これがこの語の原意でもあるが、一方九重は都を意味するものになつてゐるので」と言はれる。元々、九重とは、漢語で、宮廷は九重の門の配置があるから、さういふので、別に宮廷の事を九重といふのではない。日本の宮廷は中国に範をとつたのであるから、自然に九重といふ語も日本人に用ゐられるやうになつたのであるが、之を日本語でこのへといつたわけであつて、続日本後紀の嘉祥二年三月の条の長歌に「九重能御垣之下爾」にあるのは、九重が宮中の事なのか、原義の事なのかよくわからぬ。それにしても、京都や都の意ではない。古今集卷十九の長歌の「御垣より、外のへ守る身の、御垣守、長長しきも思ほえず九重このかゝるの、中うちにては、あらしの風も、聞かざり

き」といふ壬生の忠岑の使用も同様である。こののへを「都」の意に用ゐたのは、謡曲の「浦島」「田村」に例があると大言海に出てゐる。ところで、都をこののへといふのは、宮城があるからで、それも京都に限るもので、例へば難波に都があつたからといつて、難波の都にこののへの語は用ゐられない。こののへは平安京になつてからの出現であらう。何にしても志田氏の御考へは誤つてゐると思ふ。さて、「奈良七重……」といふ句では、七重はどういふ意になるか。これは三つの意をこめてゐると思ふ。一つは、「七堂伽藍」だけでは七堂を具備した一寺にしかならないので奈良の句としては少しもの足らず、「七重と七堂伽藍」とすれば、七堂を具備した多くの、又は七堂を具備した幾つかの寺の事になる。今一つは、終の八重桜と関係を持つて、七重八重に八重桜が咲いてゐるの意に響いて来る。残りの一つは、前に示した「七重宝樹」「七重行樹」と同一の用法で、「七重八重桜」の事であり、「七重七堂伽藍」と変る事は無い。之をまとめて言へば、一つは、「七堂伽藍」と「八重桜」とに、同等に関係して、一つは、「七重八重に咲いてゐる八重桜」の意は響かせてゐるのである。

志田氏が⑤の類例を求めて、「菊の香や奈良には古き仏たち」「菊の香や奈良は幾代の男ぶり」と感懐の共通するものがあるとしてをられる。「仏たち」と複数形なもの今

自分の考に都合よく利用して言ふなら、⑤が「七重」を以て複數形としてゐるのと似てゐると言へるし、菊の香の二句が芭蕉の作であるのからすれば、⑥も彼の趣味であるやうにも見える。⑥は名句でないが、ならな(七)へ七堂伽藍八重桜の技巧は人皆の知つてゐる程手際よく出来てゐるから、誰かが③か④かを見せた時、自分ならかうするぐらゐの氣もちで手を加へたものを、或人は翁の作としたのかも知れぬ。志田氏の言に依れば、「風国」の「泊船集」(元禄十一年刊)が⑥の初見であるが、風国の信用できぬ性格や、其の諸撰集の杜撰な事は古來知られてゐるから、此の句が翁の作であるとの根拠は必ずしもこれに置けずと

云はれる。而して許六の「宇多法師」(元禄十五年刊)や、支考の「俳諧古今抄」(享保十五年刊)にも芭蕉の句としてゐるのは、風国の説に拠つたのだらうとせられる。許六は元禄七年に没した芭蕉には、三年前に入門し、支考は二年前に入門し兩人のそれ／＼の著書は師の死後かなり経つてゐる。けれども師にものを聞く機会は確かにあつた筈である。そして泊船集は元禄十一年刊行であるから、此の撰集に依つて始めて⑥の事を知つたかと思へるが、あれだけ信用できぬと貶しつけた風国の言に此の場合従つたかと思はれる許六には、別に何かの事情を知つていたのかも知れない。